

『無名抄』「貫之躬恒勝劣」における二条の帥

大貫正皓

一

『無名抄』所収「貫之躬恒勝劣」の話は、長明の和歌の師である俊恵の回想を記し留めたもので、舞台年時は長明誕生の二〇年以上前にさかのぼる。

俊恵法師語云、三条の大相国ひるの別当ときこえけるととき、二条の帥とふたりの人、みつね、つらゆきがをとりまさを論ぜられけり。

と、語り始められる話の主題は、二条の帥なる人物と三条の大相国藤原実行との二人による貫之躬恒優劣論である。二条の帥は貫之を、実行は躬恒を支持し、論争を続けるが容易に決着しない。そのため二条の帥は白河院に判断を伺うが、院もまた優劣をつけられず、俊頼に判断を委ねる。二、三日後やってきた俊頼は、躬恒を侮ってはならないと躬恒を支持する見解を示し、優劣論は実行の勝利で一応の決着をみるとというのがこの話の概要で、結語は、

まことに、みつねがよみくち、ふかくおもひいれたる方は、又たくひなき物なりとぞ。

と、躬恒の歌才を褒め称え、『古今和歌集』の時代の歌人としては別格の扱いである貫之以上の評価を見出そうとするようなまとめかたをしている。

一見するとこの話は、歌人躬恒を再評価するという歌論らしい体裁をとっているように見受けられるが、人物に注意を払うと、なおも検討するべき点がある。それは貫之を支持し、優劣論で敗れる二条の帥が、事実上の誰であるのかについてはいまだ定説をみていないという点である。

二

本段の二条の帥について見解を示した文献は、築瀬一雄の『校註鴨長明全集』⁽¹⁾（以後「築瀬全集」）、久松潜一校注の『日本古典文学大系65 歌論集 能楽論集』⁽²⁾（以後、「大系」）、細野哲雄氏校注の『日本古典全書 方丈記』⁽³⁾（以後、「全書」）、旧著を改めた築瀬一雄の『無名抄全講』⁽⁴⁾（以後、「築瀬全講」）、高橋和彦氏の『無名抄全解』⁽⁵⁾（以後、「全解」）、小林一彦氏校注の『歌論歌学集成 第七卷』⁽⁶⁾（以後、「歌論歌学集成」）などがあり、二条の帥についての諸説の見解は次のようになる。

藤原長実―〔築瀬全集〕

藤原俊忠―〔大系〕、〔全書〕、〔築瀬全講〕、〔全解〕、〔歌論歌学集成〕

築瀬の旧注〔築瀬全集〕は藤原長実、それ以降は〔大系〕、〔全書〕、〔築瀬全講〕、〔全解〕、〔歌論歌学集成〕みな、藤原俊忠を想定されている。築瀬に至っては旧著〔築瀬全集〕で長実としていたものを、後年の〔築瀬全講〕においては俊忠に改めている。俊忠は俊成の父で、歌人としては御子左家に、長実は顕季の子で六条家に属する。

本段は冒頭に「三条の大相国ひるの別当ときこえけるとき」とあり、舞台年時規定が可能な内容で、『公卿補任』によれば、三条右大臣実行が検非違使別当であったのは保安三年（一一二二）から天承元年（一一三一）の間となり、その期間内で、俊忠は保安三年（一一二二）一月二二日から薨去の翌保安四年（一一二三）七月九日まで太宰権帥に、長実（推）は保安四年（一一二三）一月二〇日から大治五年（一一三〇）一月五日に権中納言任官まで大式にあった。年代及び各人の年齢、位官状況を参考までに表として次に示す。

天治二（一二二五）	天治元（一二二四）	保安四（一一二三）	保安三（一一二二）	年代		年齢		位官状況						
				実行	俊忠	長実	俊頼	白河	俊恵	実行	俊忠	長実	俊頼	俊恵
46	45	44	43	51	48	68	70	10	二月一七日 権中納言（從三位）	二月一七日 権中納言（從三位）	二月二一日 從三位非参議 同日			
51	50	49	48	71	70	73	72	13	二二日 右衛門督、檢非違使別当（從三位）	二二日 轉太宰権帥元大式（從三位）	二二日 修理大夫、父卿讓之			
									七月九日薨去	二月二〇日 兼大式（從三位） 九月六日服解（從三位）、父依実季卿養子顯季子也				

※位官状況は『公卿補任』を参照。

長承二(一一三三)	長承元(一一三二)		天承元(一一三一)	大治五(一一三〇)	大治四(一一二九)	大治三(一一二八)		大治二(一一二七)	大治元(一一二六)
54	53		52	51	50	49		48	47
59	58		57	56	55	54		53	52
					75	74		73	72
					77	76		75	74
21	20		19	18	17	16		15	14
		正三位 二七日	五月九日 檢非違使別当 辞す(從三位) 一二月二日 權大納言(從 三位)						
正月二九日 兼太宰大貳 八月一九日 薨去				一〇月五日 權中納言 (この年正三位)	四月五日參議 (從三位)	正月二四日得替		正月一九日 修理大夫止む (從三位) 讓男 顯盛	
					一二月卒去 (從四位上 木工頭)				

舞台年時は先述したように実行檢非違使別当の保安三年（一一二二）から天承元年（一一三一）の間となるが、さらに本話登場人物の俊頼、白河院の生前でなくてはならず、大治五年以前と絞られる。そしてその期間の内、俊忠は保安四年（一一二三）七月に薨じており、俊忠と推定した場合、舞台年時は保安三年（一一二二）十二月二日（実行檢非違使別当任官日）から、翌四年（一一二三）七月の俊忠薨去までの約半年間に限られる。

なお、俊忠の任官職は太宰権帥、長実は大式であり、同じ太宰府の役職でありながら厳密には二者の役職は異なるが、和田英松は「権帥のことを、ただ帥ともいい、また大式といったこともあったので、『大鏡』『栄華物語』に、権帥藤原隆家を大式とかき、『落窪物語』にも、帥を大式とかいたところがある。（中略）権帥があったときは大式を欠員とし、大式があったとき（親王が帥のとき）は権帥を置かないので、吏務は権帥か大式かの一人であって、この両職が長官であるから名称を混用したものであろう」と、大式とあっても帥と呼ばれるものであったことを検討されている。大式であった長実も帥と呼称されることは考えられ、舞台年時間内に帥と称される可能性のある者が俊忠、長実と二者出てくることになる。当時俊忠は五〇、五一歳、長実は四八―五五歳。

二条の呼称に関しては、俊忠は本人の自撰とされる書陵部蔵『帥中納言俊忠集』（五〇一・三七）⁽⁸⁾に、
正月廿日頃、雪ふりたりし朝に、二条家の梅を折て、俊頼朝臣のもとにやりし

さきそむる梅のたちえにふるゆきのかさなるかずをとへとこそおもへ（七・俊忠）

と、早朝二条の邸宅で梅を折り歌を贈っていることや、「二条家にて、十首の恋歌人／＼によませし時」という詞書で恋、誓恋など一〇首、人々に詠ませた恋歌が家集に載録されていることなどから、二条に邸宅があった可能性は高い。後述する『散木奇歌集』においても「二条帥俊忠」と称され、俊忠の自邸と推測されるのである。また長実は、『尊卑分脈』には号八条とあり、邸宅は八条にあったことが想定されるが、その邸宅は藤原宗忠の日記『中右記』永長元年（一一〇九六）

九月一八日条に、「今夕法皇御幸顕季朝臣八条宅云々（今夕、法皇顕季朝臣八条宅に御幸す云々）」とあるように、もともとは長実の父顕季（一〇五五—一一二三）の所有であった。白河天皇は出家し、法皇となってからは、『中右記』承徳元年（一一〇九七）七月二一日条に「未時許着束帯先參法王御所、八」（未の時ばかりに束帯を着、先づ法王御所に参る。八）と、顕季の八条邸を御所としていることも読み取れ、それが息子長実に伝領されていた経緯が想像される。その時期は明らかではないが、『殿暦』天仁二年四月二〇日条に「水生気方水也、遣出納取播磨守長実朝臣八条泉水也（水は生気の方の水なり、出納を遣り、播磨守長実朝臣の八条の泉水を取るなり）」と、八条は長実の邸宅と称されており、父生前の内に既に伝領があったものかもしれない。これに対する二条の邸宅については、『中右記』天仁元年（一一〇八）八月二一日条に、「今夕上皇遷御播磨守長実朝臣大炊御門万里小路（今夕、上皇、播磨守長実朝臣の大炊御門万里小路に遷御）」とあり、この大炊御門万里小路の邸宅は二条通りに位置づき、『拾芥抄』附載の東西京図にも確認される。また、藤原忠実の日記『殿暦』永久五年（一一一七）八月六日条には「天晴、院御所、大炊御門万里小路伊与長実宅、此両三年為院御所召券文云々（天晴れ、院の御所、大炊御門万里小路伊与長実の宅、此の両三年院の御所と為し、券文を召すと云々）」と、永久五年の前後三年間は長実の二条邸が白河院の御所になっていたことを記しており、父より八条邸を伝領されているながらも、二条に邸宅を有していたことがわかる。後述になるが、後年の説話において長実は二条の帥と称されていて、その呼称の要因はこの二条邸によっていよう。舞台年時周辺の期間は、八条、二条両邸宅を有していたと考えられるのである。

長実、俊忠とする諸説の見解については既に確認したが、その根拠については、校注書という本の性格もあり詳述はほとんどされていない。最も言及されるのは俊忠説とする〔大系〕で、頭注で「藤原俊忠のことか。俊忠は長家流、大納言忠家の男。従三位権中納言に至る。保安三年太宰権帥に転じ二条帥と称されたが同四年（一一二三）没、五十三歳。」と

し、長くなるが補注では、

類従本は「二条の帥」に「長実」と注する。長実は藤原氏末茂流、修理大夫顕季の男。正三位権中納言に至る。長承二年（一一三三）太宰権帥を兼ねたが同年没、五十九歳。没後左大臣を贈授され、八条贈左大臣という。金葉集初出。続古事談、五に「二条の帥長実」と見えることから、類従本の注も全く根拠の無いわけではあるまいが、本段の主人公ともいふべき俊頼の散木奇歌集で俊忠を「二条帥俊忠」、長実を「大式長実卿」と記してあることから、本段の「二条の帥」は一応俊忠と考える。この推定によれば、この話は保安三年（一一二二）十二月二十一日（実行の任檢非違使別当）より同四年七月九日（俊忠没）までのこととなる。但し、当時の歌壇状況を考慮すると長実説もあながち否定できないかもしれない。

とされ、俊忠説を採りながらも、長実説の可能性も考慮されている。俊忠説は右に挙げた〔大系〕をはじめ、〔全書〕、〔築瀬全講〕、〔全解〕、〔歌論歌学集成〕と現代に至るまでの多くの著書が推定しており、その理由は〔大系〕が示すように書陵部蔵『散木奇歌集』（五〇一・七三三）において俊忠が、

二条帥俊忠のもとより、雪朝におくりたりける

咲そむる梅のたちえにふる雪はかさなる数をとへとこそ思へ（第一・春・五七・俊頼）

中納言俊忠の所にて、草花露重といへる事を

秋はきも露もしがらみかけてけりいくしほ庭をそめかへすらん（第三・秋・四〇五・俊頼）

と、中納言ともあるが二条帥とも称されていることに拠ろう。同書はまた、

大式長実卿の八条家にて、海辺霞をよめる

春霞たなびくうらはみつしほにいそす浪のをとのみぞする（第一・春・一一・俊頼）

と、長実については役職呼称を大弐と書き分けている点も注目される⁽¹⁰⁾。『散木奇歌集』の成立時期は、関根慶子氏、平野由紀子氏⁽¹²⁾が大治三年（一一二八）前後頃であろうとされており、俊忠の太宰権帥任官は保安三年（一一二二）一月二二日から没年までで、また、権中納言任官は保安三年（一一二二）一月二七日から没年までとなり、俊忠の没年は保安四年（一一二三）七月で、『散木奇歌集』成立以前と想像されるから、この表記は最終官職の可能性がある。おそらく歌の詠まれた当時は生前における任官であったものが、亡くなったため最終官職ともなったのではないか。本話に登場している、なおかつ長明の和歌の師にあたる俊恵の父俊頼の自撰家集に二条の帥と登場しているのは、本話舞台年時から時期も近く、本話二条の帥が俊忠である可能性を高める資料であることは否定しにくく、諸注の多くが俊忠を支持するのも理解される。「築瀬全譜」が旧注の長実説を改め俊忠とした理由も、このあたりにあるように思う。

しかし、群書類従本が長実と注記し、二条の帥長実説を示唆していたことも、単なる憶測とばかりは言えないように思われる。舞台年時から八〇年以上時期の下る『古事談』、『十訓抄』、『古今著聞集』には、長実が、伊成、弘光という二人の相撲人に私的な取り組みを行わせ、敗れた弘光が出家をする事件に発展してしまい、そのことを聞いた白河法皇が長実をとがめ、出仕を停止してしまう話が載るが、各説話における長実の呼称を確認すると、『古事談』では「二条の帥」、『十訓抄』では「帥中納言長実」、『古今著聞集』では「帥中納言長実卿」とあり、建暦二年（一一二二）から、建保三年（一一二五）頃の成立とされ、この中では最も成立時期のはい『古事談』が長実を二条の帥と示していることが注目されるのである。また、『続古事談』第五諸道、一話でも「二条の帥長実」と称されている。後年の説話ではあるものの、長実が二条の帥と称されていたことは事実であり、本段の二条の帥である可能性も有しているのである。

見てきたように、本話の二条の帥については、俊忠説、長実説が共に存するのが現状といえるが、ここから呼称の点を問題にし、両者の蓋然性について考えていく。

『無名抄』成立以前、及び、同時期に成った俊忠、長実を登場させている説話作品に注目し、その呼称を確認してみたい。⁽¹³⁾長実は『古事談』、『続古事談』、『十訓抄』、『古今著聞集』に、俊忠は『古事談』、『撰集抄』に登場が確認される。

長実はまず、『古事談』巻二―八三に「因幡守長実」と登場している。この呼称は、「永長元年の大田楽の事」と舞台年時が記されていることに拠ろう。なお、この話の出典は未詳である。永長元年（一〇九六）時の在官時における呼称（以後、在官時呼称）と考えられる。続いて巻二―四五は「二条帥長実」とあり、特に舞台年時は記されず、出典も明らかでない。『公卿補任』によれば、長実は没年の長承二年（一一三三）正月に太宰権帥に任じられているから、没年時における呼称（以後、没年時呼称）とも考えられる。ただ、長実は、保安四年（一一二三）二月より、太宰大貳の職にあり、先述のように大貳を帥とも、帥を大貳とも言うことがあったようだから、ここは時期は記されていないが、在官時呼称の可能性も残ることになる。続いて巻二―八一は参議に任じられた四人のうちの一人として「長実中將」と称されている。これは「大治五年十月五日」と舞台年時が記されていて、これは『中右記』大治五年（一一三〇）一〇月五日にも記録があり出典も確認され、官職も適合するから、在官時呼称になる。続く巻六―七一は、先に見た相撲の話で、呼称は「二条の帥」とある。舞台年時は「相撲節以後」とあり、定かではない。但し『殿暦』永久四年（一一一六）九月四日条に同様の話が見られるから、その時期が舞台年時と考えられる。その時期長実は正四位下伊予守で、太宰大貳及び権帥にはなっていない。つまり、ここで『古事談』は、舞台年時となる永久四年（一一一六）九月四日における在官時呼称を用いてい

ないことになる。そうなると「二条の帥」とは何を意味する呼称かが問題となるが、長実は無年の長承二年（一一三三）正月に太宰権帥に任じられており、そこから推せばこの呼称は、長実の没年時呼称になると思われる。続いて『続古事談』第五十一には「二条の帥長実」と見える。舞台年時は記されないが、源師時の日記『長秋記』大治五年（一一三〇）一月一日条にこの話の原話と見られる話があり、その時期が舞台年時となろう。ところが大治五年（一一三〇）時、長実は保安四年（一一二三）一二月に任官した大貳は任期満了で特替となっており、権帥任官も長承二年（一一三三）でまだ先であるから、「二条の帥」は在官時呼称にはなりえない。そうなるとここも、その呼称は長実の没年時呼称になると思われる。続いて『十訓抄』上巻三ノ一〇には「帥中納言長実」とある。舞台年時は「鳥羽院の御代、相撲節の後」と、『古事談』巻六一七一と同類話で、ここも呼称「帥中納言」は在官時呼称とはならず、没年時呼称となろう。上巻四ノ三は「長実」と実名で載る。話の出典は確認されていない。また下巻九ノ八には「参議長実」とあり、これは「大治五年十月五日の除目に」と舞台年時が記されており、出典も先ほどの『古事談』二一八一と同じく『中右記』大治五年（一一三〇）一〇月五日で、対応していることから在官時呼称になる。また『古今著聞集』巻五一―一六七は「参議長実」とあり、これは『古事談』二一八一、『十訓抄』下巻九ノ八と同類話で、やはり在官時呼称となろう。続く巻一〇―一三八二は「帥中納言長実」とあり、舞台年時は「鳥羽院の御代、相撲節の後」と、『古事談』巻六一七一、『十訓抄』上巻三ノ一〇と同類話。呼称「帥中納言」は在官時呼称とはならず、没年時呼称となろう。

次に俊忠は、『古事談』巻一―一八七に「俊忠」、巻二―一八六には「俊忠卿」と、実名で載る。話の典拠は不詳。続いて『撰集抄』では、まず巻二―一八話に「冷泉中納言俊忠」とある。話の舞台年時は不詳。この話で俊忠と歌合をする成通は「侍従大納言」と称されているが、成通が大納言になるのは久安五年（一一四九）。ところが俊忠は保安四年（一一二三）に既に死去している。つまり在官時呼称同士で俊忠、成通が「冷泉中納言俊忠」、「侍従大納言」となることはなかった。

とになる。ここは、両者とも没年時呼称を用いているものと考えるのが穏当であろう。典拠は確認されない。また、巻八一〇二話には「俊忠」と実名で載る。続く巻八一三話には「俊忠の中納言」として載る。編者が、当世の風流人で和歌、蹴鞠に巧みな人物である源経信（一〇一六—一〇九七）、そして俊忠を回想する話の中で呼称。典拠は不詳。経信は「経信大納言」と称されるが、生没年は長和五年（一〇一六）から承徳元年（一〇九七）で、俊忠よりも五八年年長であること、最終官位が大納言正二位であることから、両者の在官時呼称とは考えがたく、各世代の風流人の逸話を語るもので、それぞれの没年時呼称であると思われる。

ここまでの説話呼称を見ていくと、まず長実の呼称は舞台年時が明らかで在官時呼称として対応しているものもみられるが、舞台年時不詳の話や、舞台年時は明らかだが在官時呼称と対応しないものなどがみられ、それらは長実を「二条帥長実」、「二条の帥」、「帥中納言長実」と称している。これらの呼称は、権中納言兼太宰権帥であった長実の没年時呼称である可能性がきわめて高い。そして、舞台年時不詳の話や、舞台年時は明らかだが在官時呼称と対応しない話において、「二条帥長実」、「二条の帥」、「帥中納言長実」の呼称が用いられているのは、それらの没年時を意味する呼称が、当時の説話における長実を呼ぶ通称となっていたからと考えられる。

対する俊忠は、『無名抄』から八〇年前の私家集『散木奇歌集』では「二条帥」とされているが、長明の『無名抄』執筆時周辺の説話『古事談』、『撰集抄』には、「俊忠卿」、「俊忠の中納言」、「冷泉中納言俊忠」とある。俊忠が権中納言になったのは保安三年（一一二二）二月一七日で、太宰権帥になったのは同年二月二一日、翌保安四年（一一二三）七月には亡くなっている。つまり最終官職は権中納言兼太宰権帥であったわけであり、それが、

『散木奇歌集』 — 「二条帥」、「中納言」

それ以降の和歌、説話 — 「（権）中納言」

と表記されていたことになる。これを考慮すると、俊忠死没直後の『散木奇歌集』のみが、「二条帥」又は「中納言」と称していて、それ以後は呼称が（権）中納言となり、一定していった経緯が推測される。そして、そういった経緯を考えれば、長明の『無名抄』における俊忠呼称は、「（権）中納言」となる可能性が高いと思われる。本段は、実行が検非違使別当の期間内に語られた話で、舞台年時規定が可能であるが、その期間内において俊忠はずっと没年時の官職と同じ、権中納言兼太宰権帥なのである。そしてその呼称は「二条帥」とも「（権）中納言」となっても理屈としてはおかしくないのだが、『無名抄』と同時代の和歌文脈は皆俊忠を「中納言」としている。また、採録説話数は多くないから断定はできないが、説話文脈においても『撰集抄』に「俊忠の中納言」、「冷泉中納言俊忠」とある。さらに『古事談』が長実に「二条帥」の呼称を使用していることも考慮すると、本段の「二条の帥」がもし俊忠であったとしたら、「（権）中納言」や「（権）中納言俊忠」というように表記されていた可能性が高いと思われる。

ここまでの説話呼称に加え、管見に及ぶ歌集における表記を加味し、一覧にしたものが次の表である。

本話舞台年時	同時代作品		俊忠呼称	長実呼称
保安三年（一一二二）十二月 天承元年（一一三一）正月 <div style="text-align: right;">←</div>	〔歌集〕 『金葉和歌集』（源俊賴撰） 天治元年（一一二四）から 大治二年（一一二七）頃成立 『散木奇歌集』（源俊賴撰） 大治三年（一一二八）頃成立	〔説話集〕	「中納言俊忠」 「二条帥俊忠」 「中納言俊忠」	「太宰大弐長実」 「大弐長実」

『詞花和歌集』(藤原顕輔撰)
仁平元年(一一五一)頃成立

『長秋詠藻』(藤原俊成撰)
治承二年(一一七八)成立

『千載和歌集』(藤原俊成撰)
文治四年(一一八八)成立

『新古今和歌集』
(後鳥羽院の院宣)
建仁元年(一一〇一)成立

『新勅撰和歌集』(藤原定家撰)
文曆二年(一二三五)成立
『統後撰和歌集』(藤原為家撰)
建長三年(一一五一)成立

『古事談』(源顕兼編)

建曆二年(一二二二)から
建保三年(一二二五)頃成立

『統古事談』(編者未詳)
建保七年(一二二九)成立

『撰集抄』(編者未詳)

建長二年(一一五〇)頃成立

『十訓抄』(編者未詳)
建長四年(一一五二)成立

「中納言俊忠」

「贈左大臣」

「故中納言」

「權中納言俊忠」

「贈左大臣」

「權中納言俊忠」

「贈左大臣」

「俊忠(卿)」

「二条帥」、「長
実中将」、「因幡
守長実」

「二条帥」

「權中納言俊忠」

「權中納言俊忠」

「冷泉中納言俊
忠」、「俊忠中納
言」

「帥中納言長実」、
「長実」

	<p>『続拾遺和歌集』（藤原為氏撰） 弘安元年（一二七八）成立</p> <p>『新後撰和歌集』（二条為世撰） 嘉元元年（一二〇三）成立</p> <p>『玉葉和歌集』（京極為兼撰） 正和元年（一二一一）成立</p> <p>『続千載和歌集』（藤原為世撰） 元応二年（一二二〇）成立</p> <p>『続後拾遺和歌集』 元亨三年（一二三三）成立 （藤原為藤・為定撰）</p> <p>『新千載和歌集』（藤原為定撰） 延文元年（一二五六）成立</p> <p>『新拾遺和歌集』 貞治三年（一二六四）成立 （藤原為明、後頼阿撰）</p>	<p>『古今著聞集』（橘成季著） 建長六年（一二五四）成立</p>	<p>「権中納言俊忠」</p> <p>「権中納言俊忠」</p> <p>「権中納言俊忠」</p> <p>「権中納言俊忠」</p> <p>「贈左大臣長実」</p> <p>「権中納言俊忠」</p> <p>「権中納言俊忠」</p>	<p>「帥中納言長実」、 「長実」</p> <p>「贈左大臣長実」</p>
--	--	---------------------------------------	---	---

この表よりまず看取されることは、建暦元年（一二一一）から建保四年（一二一六）頃に成ったとされる『無名抄』執筆時期前後の、『古事談』、『続古事談』において長実を「二条の帥」と称していることである。同時代の説話における、長実の呼称は、長明も影響を受けていた可能性が高いと考えられる。舞台年時当時の作品である『散木奇歌集』の俊忠を「二条の帥」、長実を「大弐」とする呼称については、長実においては生前の、俊忠においては生前、没後の境目にあたる

呼称であつて、ともに死後定着していく俊忠↓「(権)中納言」、長実↓「二条帥」、「帥中納言」という両者の呼称とは異なる。七〇—八〇年後の『無名抄』執筆段階において俊忠は「中納言」の呼称で定着しており、本話舞台年時内においてもその「中納言」に任じられているのであり、『無名抄』において急に「二条の帥」と呼ばれることこそ問題であらう。

また各説話内容については、精説を要するため詳細は別項に譲るが、同時代説話群における長実像の影響というものも考慮せねばならぬことと思う。先述のように、長実が自邸において相撲人に私的な取り組みを行わせ、出家にいたる事態に発展させ白河法皇の勘気を蒙る話(『古事談』巻六一—七一、『十訓抄』上巻、三ノ一〇、『古今著聞集』第一五)や、白河院に謙上された人麿影供を誇り院の御不興を買い、半年間蟄居する話(『十訓抄』四ノ三)、また長実が水干装束を着て遊女に見せ、自分以外にこの格好がよく似合うものは誰かと問うたところ、肥前守景家と答えられ、すぐに水干装束を脱ぐ話(『古事談』巻二—四五)など、描かれる人物として劣り様な面が強調されているように思われる。そういった長実の人物像と、『無名抄』本話において、歌人評価として従来躬恒に勝るとも劣らない貫之を支持しながら敗北するという二条の帥の人物像との関係も注目すべきであらう。長実と同時代の藤原宗忠の日記『中右記』においても、「今度除目多以道理也、但長実去年任参議、今年任中納言、早速昇進也、非才智、非英華、非年勞、非戚里、世間頗有傾氣歟、但自本大幸人也、天之与歟、若是故白河院奉懸御骨賞歟(今度の除目、多く以て道理なり。但し長実去年参議に任ぜられ、今年中納言に任ぜられ、早速昇進なり。才智にあらず、榮華にあらず、年勞にあらず、戚里にあらずと、世間頗る傾氣あるか。但し本より大幸いの人なり。天の之を与ふるか。若しくは是は故白河院の御骨を懸け奉るの賞か。)」と、才智、榮華、年勞、戚里などの無い人物でありながら昇進が速いことに対して周囲は不審に感じていると評している。『中右記』の大治元年(一一三〇)当時、宗忠は正二位、権大納言兼中宮大夫で六九歳、長実は記事にあるようにその年一〇月五日に権中納言、また『公卿補任』によればその年中に正三位となっていたとあり、五六歳で、年長者であり、太政官の上司でもあつ

た宗忠の長実への見解である。長実についてはこのような見解も考慮する必要がある。

なお、長実は歌集と説話集で呼称に顕著な違いがみられることがわかる。長実は娘美福門院得子が鳥羽天皇の皇后となり近衛天皇を生んでいることから、死後の久安二年（一一四六）に左大臣を追贈されている（『台記』久安二年一〇月四日条）が、その呼称が説話集においては反映されていない。歌集では長実を久安二年（一一四六）左大臣追贈以後は、すべて「左大臣」としているにも関わらず、説話集ではすべて追贈以前の「帥中納言」、「二条帥」となっているのである。これがいかなる理由によるものであるのかは今後一層の検討が必要となるが、ともあれ、後世歌論書とも称される長明『無名抄』が、呼称面においては歌集よりも説話集の影響を受けていることは、和歌よりも説話を、という長明の意識を想像することもでき、興味深い。

四

ここまで、『無名抄』「貫之躬恒勝劣」の二条の帥について、俊忠長実両者の呼称の点から検討してきた。結果『無名抄』本段の「二条の帥」は、近年諸注で検討されていた俊忠ではなく長実が適切であろうという見解に至った。『散木奇歌集』には、

大式長実の白河のとのる所にて歌合せられけるに、なでしこにいはるの心をよせてよめる

君が代のためしにひかんかすが野はいしのたけにも花さきにけり（七一四・俊頼）

と、長実が院の退位後の御所白河の宿直所にいたことが確認される。また、

大式長実の白河の宿所にてよめる

来てもまた返るあしたのかなしさに来ぬをうしとも思はざりけり（一〇九九・俊頼）

大貳長実の白河家にて恋の心をよめる

あさましやなみしはのゝにたつしかのつめのわれのみぬるる袖かな（一二一六・俊頼）

とある「大貳長実の白河の宿所」、「大貳長実の白河家」というのは「白河のとのゐ所」と同意であろうか。あるいは白河に有している長実の別邸であったとも考えられる。このように長実が白河に頻繁に登場しているのは、院の近臣であったことが関係しているよう。同集にはその他一四、一一六、一二二、一三九、三〇四、七五一、一〇七五、一〇九九、一四〇二番歌と、俊頼が白河の長実のもとを訪れていることが確認され、両者の浅からぬ交流も想像される。また、「貫之躬恒勝劣」において議論を交わす実行は、顕季の三女を妻としているが、この父顕季は長実の父でもあり、顕季三女は長実の兄妹にあたり、両者は縁戚関係にあることになる。歌合の場においても「元永元年五月右近衛中将雅定歌合」は長実、実行両者が共に出詠、「元永元年六月廿九日右兵衛督実行歌合」には実行が主催者、長実が出詠が確認され、歌を介した接点を持っていたことは十分に考えられる。さらに「永久四年六月四日参議実行歌合」、そして前記の「元永元年六月廿九日右兵衛督実行歌合」の実行主催の二歌合は、判者が実行舅の顕季であり、顕季一家とその縁に繋がる人々によって構成されていることを萩谷朴氏は想定されており、両者接触の可能性はなおも高まろう。

以上のことから、長実が白河の宿所にて実行と歌論議を交わし、その判断を院に、そして交流のあった俊頼に委ねた可能性が考えられる。実行の支持した躬恒が評価され、貫之を支持した長実が敗北する俊恵の回想譚は、気心の知れた仲間内でのやりとりであったと捉えるのが穏当なところであろう。

・『無名抄』の本文引用は、大曾根章介・久保田淳編『鴨長明全集』（貴重本刊行会 平成十二年五月）に拠った。『帥中納言俊忠卿集』、『散木奇歌集』の引用は、『私家集大成第2巻 中古II』（明治書院 昭和五〇五月）所収「俊忠II」、「俊頼I」にそれぞれ拠った。

説話作品の本文引用は、『古事談』、『続古事談』は新日本古典文学大系（川端善明校注岩波書店 平成一七年一月）に、『撰集抄』は撰集抄研究会編『撰集抄全注釈（上・下）』笠間書院 平成一五年三月）に、『十訓抄』は新編日本古典文学全集（浅見和彦校注・小学館 平成九年二月）に、『古今著聞集』は日本古典文学大系（永積安明・島田勇雄校注 岩波書店 昭和四一年三月）にそれぞれ拠った。古記録の本文引用は、『中右記』は『増補史料大成』（増補「史料大成」刊行会 臨川書店）に、『殿暦』は『大日本古記録』（東京大学史料編纂所編 岩波書店）の各巻にそれぞれ拠った。また表記は私に改めた箇所がある。

〔註〕

- (1) 昭和三十一年九月、風間書房。
- (2) 昭和三十六年九月、岩波書店。
- (3) 昭和四五年八月、朝日新聞社。
- (4) 昭和五五年五月、加藤中道館。
- (5) 昭和六二年一月、双文社出版。
- (6) 平成一八年一〇月、三弥井書店。
- (7) 『新訂 官職要解』講談社 昭和五八年一月。一六〇、一六一頁。
- (8) ①『和歌文学大辞典』明治書院 昭和三七年一月。七九四頁、久曾神昇氏執筆「俊忠卿集」。②『私家集大成 第2巻 中古II』和歌史研究会編 明治書院 昭和五〇五月。八二一頁、橋本不美男氏執筆「俊忠卿集」。③『和歌大辞典』明治書院 昭和六一年三月。七三六頁、上野理氏執筆「俊忠卿集」等。
- (9) この詞書を持つ歌群は、俊忠自撰とされる書陵部蔵『中納言俊忠卿集』には見られず、流布本系統本文に見られる。『私家集大成 第2巻 中古II』翻刻本文では「俊忠I」二二―三二一番歌。
- (10) 『散木奇歌集』当該歌は、『私家集大成』の底本書陵部蔵（五〇一・七二三）と同系等の阿波文庫蔵本（関根慶子・大井洋子『阿波本 散木奇歌集 本文校異篇——本文・校異と集注——』風間書房 昭和五四年七月）、また底本とは異なる本文の性質を有するとされる冷泉家時雨亭文庫蔵本文（財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第二十四巻 散木奇歌集』朝日新聞社 平成五年四月）にも主だった異同は確認されない。

(11) 注(8)①の書、四四二頁。

(12) 注(8)③の書、四三三頁。

(13) 呼称については、『日本説話文学索引』に検出されている話を対象とした。

(14) 『平安朝歌合大成 増補新訂 第三卷』萩谷朴 同朋舎出版 平成八年二月。両歌合「史的評価」記載。

【付記】 本稿は、平成二二年度一松學舎大学大学院授業科目「中世文学演習①」における学習成果である。指導にあたっていただきました磯水絵先生に感謝申し上げます。